

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年12月16日施行)

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

ポイント

- 第1条 現在もなお部落差別が存在し、許されないものであること。
部落差別の解消の推進、部落差別のない社会の実現が目的であること。
- 第2条 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること。
- 第3条 国及び地方公共団体は、前条の規定にのっとり、連携を図りつつ施策を講じること。
- 第4条 国及び地方公共団体は、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること。
- 第5条 国及び地方公共団体は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。
- 第6条 国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

「熊本県部落差別事象の発生の防止

及び調査の規制に関する条例」

(平成7年施行)

熊本県では、部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはならないと条例で定めています。

ポイント

- 第1条 この条例は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について県、県民、事業所の責務を明らかにするとともに、同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定め、県民の基本的人権を擁護することを目的とすること。
- 第2条 県は、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有すること。
- 第3条 県民および事業者は、以下の行為をしてはならないこと。
- ・同和地区的所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為
 - ・特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為
 - ・特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為
 - ・その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為

「誰かがなくしてくれる」では、差別はなくなりません。
「私」自身が差別をなくすために、どう行動するのかが大切です。
～一緒につくろう！一人ひとりを大切にする熊本～



熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

同和問題(部落差別)を正しく理解しましょう



本当に大切なことを見失わないで！



同和問題(部落差別)の解決のためには…

同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程で形づくられた身分的差別により、今日においても、同和地区に生まれた又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、全ての国民に保障されているはずの基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題のことです。

現在もなお部落差別が残されているのは、同和問題について正しく学んでいないことが大きな要因です。同和問題の解決のためには、正しく理解・認識するとともに、世間体にとらわれることなく自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。